

千葉市生活支援体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、市がサービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする千葉市生活支援体制整備事業（以下「支援体制整備事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(事業)

第2条 市は、支援体制整備事業として次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の設置に関する事業
- (2) 多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するための協議体の設置に関する事業
- (3) その他、支援体制整備事業の実施に必要な事業

(コーディネーターの構成)

第3条 コーディネーターは、千葉市区域（以下「第1層」という。）で活動するコーディネーター（以下「第1層コーディネーター」という。）及び日常生活圏域（以下「第2層」という。）で活動するコーディネーター（以下「第2層コーディネーター」という。）で構成する。

(コーディネーターの職務)

第4条 第1層コーディネーターは、市及び千葉市あんしんケアセンターと密接な連携を図りながら、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地域のニーズ及び地域に存する人的資源の状況を見える化するとともに必要な問題提起を行うこと
- (2) 地縁組織等の多様な主体へ協力を依頼するなど生活支援等サービスの提供体制の整備に向け必要な働きかけを行うこと
- (3) 支援体制整備事業に係る者のネットワーク化に関すること
- (4) 地域住民と地域の目指す姿及び方針を共有するため、認識の醸成を図ること
- (5) 生活支援の担い手の養成及び組織化並びに担い手を支援活動につなげるサービスの実施に関すること

2 第2層コーディネーターは、第1層コーディネーターと連携し、第2層において前項各号に定める職務を行うほか、必要に応じてニーズとサービスのマッチングを行う。

(コーディネーターの義務)

第5条 コーディネーターは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市民活動への理解を深め、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行うこと

- (2) 所属する団体等の利益によることなく、公平・中立な立場で活動すること
- (3) 国や都道府県が実施するコーディネーターの活動に必要な研修を受講していない場合は、速やかに研修を受講し、資質の向上に努めること

(委託)

第6条 第2条第1号に掲げるコーディネーターの設置に関する事業は、公平かつ中立的な運営が可能で、生活支援等を業務とする社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体へ委託するものとする。

(コーディネーターの選任)

第7条 事業を受託した団体（以下「受託団体」という。）は、速やかにコーディネーターを選任しなければならない。

- 2 受託団体は、選任したコーディネーターを生活支援コーディネーター選任届出書（様式第1号）により届け出るものとする。
- 3 市は、前項の届出を受理したときは、生活支援コーディネーター証（様式第2号）を交付するものとする。
- 4 生活支援コーディネーター証の有効期間は、委託期間に準ずるものとする。
- 5 受託団体は、コーディネーターを解任等した際には、生活支援コーディネーター解任届出書（様式第3号）により届け出るとともに、遅滞なく、後任のコーディネーターを選任しなければならない。

(守秘義務)

第8条 受託団体及びコーディネーターは、その職務上知り得た内容については、決して漏らしてはならない。委託の終了又はその職務を退いた後も同様とする。

(コーディネーター定例会)

第9条 市は、コーディネーター間の円滑な情報交換が図られるよう連絡支援体制の整備を図るとともに、その活動水準の均一化を図るために、定期的にコーディネーターと会議を開催するものとする。

(協議体)

第10条 市は、第2条第2号に掲げる協議体を設置し、次の各号に掲げる事項について、多様な関係主体間の定期的な情報の共有及び課題解決に向けた検討を行う。

- (1) 地域資源及び地域ニーズの把握に関すること
- (2) 人的資源の開発に関すること
 - ア 地域に不足するサービス・支援の創出
 - イ サービス・支援の担い手の養成
 - ウ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保
- (3) ネットワークの構築に関すること
 - ア 関係者間の情報共有
 - イ サービス提供主体間の連携の体制づくり
- (4) ニーズと取組みのマッチングに関すること

ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

イ サービス提供主体の活動ニーズと活動可能な地域資源のマッチング

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援体制整備事業の実施に必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

生活支援コーディネーター選任届出書

千葉市生活支援コーディネーター配置業務委託に伴い、下記のとおり生活支援コーディネーターを選任したので届け出ます。

記

1 選任した者

(職 名)

(氏 名)

(生年月日)

2 選任年月日

年 月 日

3 選任事由

様式第2号

2.0C

2.4C

写真	生活支援コーディネーター証
	氏 名
上記の者は、生活支援コーディネーターであることを証明します。	
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 日
千葉市長	

(裏面)

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本証明書は、生活支援コーディネーター活動以外の目的に使用することはできませんが、活動に際しては、常用すること。2. 本証明書は、他人に貸与又は譲渡しないこと。3. 本証明書は、紛失、汚損しないように注意すること。4. 本証明書を、紛失した場合は、速やかに千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課に届けること。5. 身分を失った場合は、速やかに千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課に返還すること。

様式第3号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

生活支援コーディネーター解任届出書

千葉市生活支援コーディネーター配置業務委託に伴い、下記のとおり生活支援コーディネーターを解任したので届け出ます。

記

- 1 解任した者
(職 名)
(氏 名)
- 2 解任年月日
年 月 日
- 3 解任事由
- 4 添付書類 生活支援コーディネーター証